

館山市と明治安田生命保険相互会社との市民の健康増進等に関する包括連携協定書

館山市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応することにより、市民の健康増進等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）市民の健康増進に関すること
- （2）地域の安全・安心に関すること
- （3）教育・文化・スポーツに関すること
- （4）環境・美化に関すること
- （5）地域の活性化及び産業振興に関すること
- （6）市政への協力に関すること
- （7）SDGsの推進に関すること
- （8）その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から書面による特段の申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第4条 甲または乙のいずれかが本協定の変更を申し出たときは、その都度、甲と乙

が協議して必要な変更を行うものとする。

2 甲または乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、第3条の有効期間にかかわらず、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、または漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年10月16日

甲 千葉県館山市北条1145番地の1
館山市

館山市長



乙 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命保険相互会社

理事 千葉本部長

